

渋谷区立幼稚園長 殿
渋谷区立小学校長 殿
渋谷区立中学校長 殿
放課後クラブ事業者 殿

渋谷区教育委員会

非常災害時の対応について（令和 8 年 8 月追記）

非常時における幼児・児童・生徒の安全確保について、本区では以下のような対応をいたしますのでご確認ください。

本通知では、台風等の気象災害時に、公共交通機関において計画運休が発表された場合等の対応を追記しました。

なお、その時の状況により、見通しが立たない場合や状況が急変する場合も考えられます。気象庁や環境省から発表される気象情報等の正確な情報収集に努め、柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 非常災害時における園・学校の対応ガイドライン

	気象災害時 (台風・大雨・大雪・暴風等)	地震発生時 (火山や噴火等も含む)
【前日】	□前日正午の時点で、気象状況により幼児・児童・生徒の登下校の安全確保に支障をきたすおそれがあり、交通機関の混乱等が予想される場合 ⇒<u>教育委員会の判断</u>により、翌日の教育活動を「オンラインを活用した特例の授業」に切り替える。 ※各園・学校固有の事情により、統一的な対応が難しいと校園長が判断する場合は、速やかに教育委員会に連絡・協議し、必要な対応を行う。 ※午後の天候の回復状況によっては、午後4時の時点で「オンラインを活用した特例授業」を解除し、通常登校へ切り替える場合がある。	
【当日】 登校前	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル3相当（警報以上）の気象情報が発表されている場合	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒<u>自宅待機とする。</u>

	⇒ <u>自宅待機とする。</u> ※午前6時30分時点で警報以上の気象情報が発表されていない場合であっても、それ以後、気象情報の急変が確実視されるなど、登園・登校時又は登園・登校後に急激な気象状況の悪化が見込まれる場合は、各園・学校において、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先に、自宅待機、登校時刻の繰下げ等、必要な対応を行う。	
	□午前6時30分の時点で、気象庁等から渋谷区に警戒レベル2相当（注意報）の気象情報が発表されている場合 ⇒ <u>周囲の安全に十分注意して登園・登校する。</u>	□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒ <u>余震や道路上に気を付けて登校する。</u>
	□午前10時の時点で、警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が継続して発表されている場合 ⇒ <u>臨時休園・休校とする。</u>	
※留意事項 (1) 台風・地震のいずれの場合も、自宅周辺の安全状況を確認の上、無理を強いることのないよう保護者の判断で登校させる。自宅周辺が危険という連絡があれば欠席扱いにはしない。 (2) 学校からは、可能な限り Home&School による連絡や学校ホームページ等で、対応方針、登校時刻、下校方法、引渡しの有無等を保護者に伝える。 (3) 上記以外にも、登園・登校に危険が生じるおそれがある場合や、交通機関の運休等により教職員の出勤が困難な場合、又は安全な教育活動の実施が困難である場合は、校園長は状況に応じて、自宅待機、登校時刻の繰下げ、臨時休園・休校、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡し等の必要な対応を行う。 (4) 「オンラインを活用した特例の授業」を実施する場合であっても、教職員の出勤状況、通信環境、児童・生徒の接続状況等により、一部の学級等で開始時刻の繰下げ又は実施方法の変更が生じる場合がある。 (5) 「オンラインを活用した特例の授業」を実施した場合の学習時間は、授業時数には含まない。ただし、一定の要件を満たし、児童・生徒の学習状況・成果が確認できる場合は、学習評価に反映することができる。また、指導要録上の取扱いについては、別記に実施内容、日数、参加日数、実施方法等を記録する。		
在校中	□在校中に、警戒レベル3相当である警報以上の気象情報が発表された場合、又は下校時刻にかけて気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒ <u>学校に一時待機させ、気象情報、通学路</u>	□震度5弱以上の地震が発生した場合 ⇒ <u>全ての活動を中止して安全姿勢をとる。児童・生徒の引き取りによる下校とする。</u>

	の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、<u>学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。</u> □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒<u>保護者への引渡しを行う。</u>	
		□震度4以下の地震が発生した場合 ⇒活動を中止して安全姿勢をとる。又は、その場で待機する。 ※火事等、学校に留まることができない場合は、第2次避難場所の広場等への避難を行う。
下校中	□下校時刻に気象状況の悪化が見込まれる場合 ⇒<u>学校に一時待機させ、気象情報、通学路の安全状況、交通機関の状況等を確認した上で、学校待機、一斉下校又は保護者への引渡しを判断する。</u> □警報等の解除又は安全確認が下校時刻を過ぎる場合、若しくは安全な下校が困難であると判断される場合 ⇒<u>保護者への引渡しを行う。</u>	□壁が崩れる、道路にひびが入る等、立ってられない程の地震が発生した場合 ⇒<u>「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で安全姿勢をとり、ゆれがおさまるまで待つように指導する。</u> <u>揺れが収まったら、身近にある「子供110番の家」等に避難する。又は、自宅か学校のうち近い方へ向かうよう指導する。</u>
		□体に感じる程度の地震が発生した場合 ⇒<u>周囲の安全に気を付けて、速やかに下校させる。</u>
弾道ミサイル発射等に関わる対応について		
登校前	⇒自宅待機とする。	
在校中	⇒学校待機とする。	
下校中	⇒姿勢を低くして、窓から離れ、安全姿勢をとるように指導する。	
学校等における「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応について		
□午後2時頃に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合 ⇒翌日の校内外での教育活動について、中止又は延期とする。＝<u>自宅待機とする。</u> （過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、児童・生徒の生命を第一に考える。）		

2 各校放課後クラブの利用可否判断について

(1) 気象災害発生時(台風・大雨・大雪・暴風等)

- ・B会員のみの利用とする。